

第39回認定 構造改革特別区域計画の概要

番号	都道府県名	作成主体名 (地方公共団体名)	特区の名称	特区の区域 の範囲	特区計画の概要	特例措置の番号	特例措置の内容
新規計画 10件							
1	北海道	札幌市	札幌通訳案内士 特区	札幌市の全域	本市は年間1,300万人以上もの観光客が訪れる国内有数の観光都市であり、近年では、東アジア等の外国人観光客が年々増加している状況である。 そこで、外国人観光客の受入体制の充実を図り、外国人観光客の満足度向上を図るとともに、リピーターを増やしていくための一環として、特区の特例を活用し、札幌市内で活動できる地域限定特例通訳案内士の育成・活用を図る。	1229	地域限定特例通訳案内士 育成等事業
2	新潟県	三条市	三条市「こくわ酒」 特区	三条市の全域	地域農産物である果実「こくわ」を原料とした果実酒を製造し、販売や農家レストランなどでの提供を通じて新たな特産品の創出による地域ブランドの確立を図り、地域の魅力向上や交流人口の拡大に向けた取組につなげるとともに、地域農産物の利用拡大など産地の維持・発展を目指す。そのためには現在製造免許取得要件で規制されている果実酒の最低製造数量基準6キログラム以上を規制緩和する必要がある。	707(708) 709(710)	特定農業者による特定酒類 の製造事業 特産酒類の製造事業
3	長野県	長野県	信州山岳高原観光 特例通訳案内士 特区	長野県の全域	本県を訪れる外国人登山客が、安全に登山を楽しむためには、動植物、地理、などの知識に加え、登山レスキューに関する知識など専門知識を有する山岳ガイドによる通訳案内士が必要である。 地域限定特例通訳案内士育成等事業を活用した県内全域で活動する「信州山岳高原観光特例通訳案内士」を育成することにより、訪日外国人旅行者の増大を図る。 なお、信州山岳高原観光特例通訳案内士の募集要件は、長野県条例で定める信州登山案内人登録者及び同等以上と認められる資格を有する者とする。	1229	地域限定特例通訳案内士 育成等事業
4	長野県	松川町	南信州松川町りんご ワイン・シードル 特区	長野県下伊那郡松川 町の全域	大正4年から果樹栽培が始まって100年を迎える当町は、りんごを中心に果樹栽培には適した土地柄となっている。しかし、農業就労人口が急速に減少し、農業後継者がいなくなっているのが現状である。そこで、特例措置を活用したワイン等の加工・販売という新たな流通を生み出すことで、農業やワイン産業の担い手の育成確保だけでなく、地域特産物の消費、利用拡大、雇用、就業機会の創出、交流人口の増加等、ワイン関係産業のみならず地域全体の活性化を図りたい。	707(708) 709(710)	特定農業者による特定酒類 の製造事業 特産酒類の製造事業
5	愛知県	日進市	日進市どぶろく・ 果実酒特区	日進市の全域	本市は、名古屋市と豊田市の間に位置し、住宅都市として発展する一方で、愛知県東部丘陵地帯の豊かな自然や優良な農地が広がる。市内にある市民菜園には、日進市民だけでなく、名古屋市等市外からの利用者も多く、都市近郊にありながら、農業をキーとした交流が盛んである。 規制の特例措置の活用により、意欲のある小規模事業者等が自ら生産した米や果実を原料として濁酒や果実酒の製造・提供に取り組むことができる環境を整えることで、新たな商品を生み出し、地域の活性化を図ることができる。	707(708)	特定農業者による特定酒類 の製造事業
6	鳥取県	鳥取市 八頭町	とっとり・やず果 実酒特区	鳥取市及び鳥取県八 頭郡八頭町の全域	鳥取県東部に位置し、隣り合う鳥取市と八頭町は、らっきょうや白ねぎなど全国に誇れる農産物を産出する農業が盛んな地域です。また古くから梨をはじめとし、柿・ぶどう等の果実栽培も盛んで、平成27年度には鳥取いなば農業協同組合が主体となり、梨・柿の統合選果場を八頭町に竣工させ、二十世紀梨を中心に、より一層のブランド化を図る推進体制を整えたところです。そのような中、地域の特産である梨を用いた果実酒やぶどうを用いたワインを製造し、より付加価値を高めた有利販売に取り組み、農家所得の向上と地域の活性化を図ります。	709(710)	特産酒類の製造事業
7	岡山県	井原市	ぶどうの里 井原 ワイン特区	井原市の全域	井原市は、岡山県の西南部に位置し、温和な気候に恵まれた人口約42千人の地方都市であり、美しい自然に囲まれ、多くの地域資源を有する魅力ある都市である。しかし、人口減少に伴う地域コミュニティ機能の低下や農業をはじめとする第1次産業就業者の減少など、地域への影響が懸念されている。 そこで、本特例措置の活用により、地域資源を活用した商品開発による産業の創出・発展などによって交流人口の増加などを図りながら、地域の活性化を目指していく。	707(708)	特定農業者による特定酒類 の製造事業

番号	都道府県名	作成主体名 (地方公共団体名)	特区の名称	特区の区域 の範囲	特区計画の概要	特例措置の番号	特例措置の内容
8	岡山県 広島県	笠岡市 井原市 三原市 尾道市 福山市 府中市 神石高原町	備後ワイン・リ キュール特区	笠岡市、井原市、三 原市、尾道市、福山 市及び府中市並びに 広島県神石郡神石高 原町の全域	福山市を連携中枢都市とする備後圏域では、圏域内の地 域資源を活用した経済活性化事業等、各市町の独自性を 発揮しながら連携を進めることで、圏域全体の活性化をめ ざしている。 このたび、本特例措置の活用により、地域資源を活用し たワインやリキュール等の製造を促進することで地域資源 の価値を高め、各市町及び備後圏域全体の経済活性化を めざすものである。	709(710)	特産酒類の製造事業
9	宮崎県	綾町	綾町特産酒類ワ イン特区	宮崎県東諸県郡綾町 の全域	本町では、昭和63年に全国初の「自然生態系農業の推進 に関する条例」を制定し、新たな農業、農村づくりを進め、 特に近年、町内の農畜産物の付加価値向上へ向け6次産 業化による農業振興の関心が高まっている。 今回の特例措置の活用により、ワイン産地としての知名 度向上の他、有機栽培等によるワイン製造や体験、地元大 学と連携した商品開発や人材育成、ワイナリーにおける雇 用や就労機会の創出の他、グリーンツーリズム等を目的と した国内外からの観光客の集客、地域特産物の生産の増 加を図る。	709(710)	特産酒類の製造事業
10	鹿児島県	始良市	始良市ドクダミ草 リキュール特区	始良市の全域	始良市は気候が温暖で、特に北西部の中山間地域は、 半日陰地を好む、ドクダミ草栽培に適している。 特に、「産直交流施設フォントナの丘かもう」周辺の耕作 放棄地にドクダミ草を植え、開花時期の初夏には一面白い 花畑になり、その雄大な景観は訪れる観光客の目を楽しま せることにもなる。構造改革特区の規制の特例を用いたド クダミ草リキュールの製造により、健康志向の飲料品とし て、新たなブランドを掘り起こすとともに、交流人口をさら に増やし地域農業の振興と新たな観光地づくりを展開する。	709(710)	特産酒類の製造事業

札幌通訳案内士特区

都道府県名：	北海道	
申請主体名：	札幌市	
区域の範囲：	札幌市の全域	
特区の概要：	<p>本市は年間1,300万人以上もの観光客が訪れる国内有数の観光都市であり、近年では、東アジア等の外国人観光客が年々増加している状況である。</p> <p>そこで、外国人観光客の受入体制の充実を図り、外国人観光客の満足度向上を図るとともに、リピーターを増やしていくための一環として、特区の特例を活用し、札幌市内で活動できる地域限定特例通訳案内士の育成・活用を図る。</p>	
適用される規制の特例措置：	地域限定特例通訳案内士育成等事業	

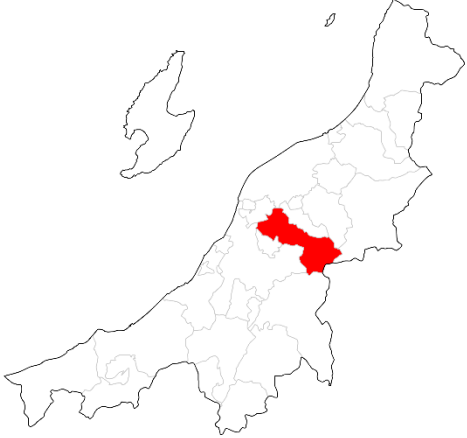


外国人観光客が多く訪れる
札幌市時計台



札幌大倉山での観光案内の様子

三条市「こくわ酒」特区

都道府県名：	新潟県	
申請主体名：	三条市	
区域の範囲：	三条市の全域	
特区の概要：	地域農産物である果実「こくわ」を原料とした果実酒を製造し、販売や農家レストランなどでの提供を通じて新たな特産品の創出による地域ブランドの確立を図り、地域の魅力向上や交流人口の拡大に向けた取組につなげるとともに、地域農産物の利用拡大など産地の維持・発展を目指す。そのためには現在製造免許取得要件で規制されている果実酒の最低製造数量基準6キロリットル以上を規制緩和する必要がある。	
適用される規制の特例措置：	・ 特定農業者による特定酒類の製造事業 ・ 特産酒類の製造事業	



収穫を待つこくわ



棚田から眺める豊かな自然

信州山岳高原観光特例通訳案内士特区

都道府県名：	長野県	
申請主体名：	長野県	
区域の範囲：	長野県の全域	
特区の概要：	<p>本県を訪れる外国人登山者が、安全に登山を楽しむためには、動植物、地理、などの知識に加え、登山レスキューに関する知識など専門知識を有する山岳ガイドによる通訳案内が必要である。</p> <p>地域限定特例通訳案内士育成等事業を活用した県内全域で活動する「信州山岳高原観光特例通訳案内士」を育成することにより、訪日外国人旅行者の増大を図る。</p> <p>なお、信州山岳高原観光特例通訳案内士の募集要件は、長野県条例で定める信州登山案内人登録者及び同等以上と認められる資格を有する者とする。</p>	
適用される規制の特例措置：	地域限定特例通訳案内士育成等事業	




通訳を通しブナ林の説明をするガイド



奥穂高岳山頂から上高地をガイド

南信州松川町りんごワイン・シードル特区

都道府県名：	長野県	
申請主体名：	松川町	
区域の範囲：	長野県下伊那郡松川町の全域	
特区の概要：	<p>大正4年から果樹栽培が始まって100年を迎える当町は、りんごを中心に果樹栽培には適した土地柄となっている。しかし、農業就労人口が急速に減少し、農業後継者がいなくなっているのが現状である。そこで、特例措置を活用したワイン等の加工・販売という新たな流通を生み出すことで、農業やワイン産業の担い手の育成確保だけでなく、地域特産物の消費、利用拡大、雇用、就農機会の創出、交流人口の増加等、ワイン関係産業のみならず地域全体の活性化を図りたい。</p>	
適用される規制の特例措置：	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定農業者による特定酒類の製造事業 ・ 特産酒類の製造事業 	



南アルプスとりんご園



アルプスを一望できる
信州まつかわ温泉清流苑

日進市どぶろく・果実酒特区

都道府県名：	愛知県	
申請主体名：	日進市	
区域の範囲：	日進市の全域	
特区の概要：	<p>本市は、名古屋市と豊田市の間に位置し、住宅都市として発展する一方で、愛知県東部丘陵地帯の豊かな自然や優良な農地が広がる。市内にある市民菜園には、日進市民だけでなく、名古屋市等市外からの利用者も多く、都市近郊にありながら、農業をキーとした交流が盛んである。</p> <p>規制の特例措置の活用により、意欲のある小規模事業者等が自ら生産した米や果実を原料として濁酒や果実酒の製造・提供に取り組むことができる環境を整えることで、新たな商品を育て、地域の活性化を図ることができる。</p>	
適用される規制の特例措置：	特定農業者による特定酒類の製造事業	



大都市近郊にありながら
豊かな農地が広がる



減農薬水稲作付けによる
安全安心な米づくり

とっとり・やず果実酒特区

都道府県名：	鳥取県	
申請主体名：	鳥取市、八頭町	
区域の範囲：	鳥取市及び鳥取県八頭郡八頭町の全域	
特区の概要：	<p>鳥取県東部に位置し、隣り合う鳥取市と八頭町は、らっきょうや白ねぎなど全国に誇れる農産物を産出する農業が盛んな地域です。また古くから梨をはじめとし、柿・ぶどう等の果実栽培も盛んで、平成27年度には鳥取いなば農業協同組合が主体となり、梨・柿の統合選果場を八頭町に竣工させ、二十世紀梨を中心に、より一層のブランド化を図る推進体制を整えたところです。そのような中、地域の特産である梨を用いた果実酒やぶどうを用いたワインを製造し、より付加価値を高めた有利販売に取り組み、農家所得の向上と地域の活性化を図ります。</p>	
適用される規制の特例措置：	特産酒類の製造事業	



大自然の恵みあふれる鳥取市



フルーツの里づくりを進めている
八頭町

ぶどうの里 井原ワイン特区

都道府県名：	岡山県	
申請主体名：	井原市	
区域の範囲：	井原市の全域	
特区の概要：	<p>井原市は、岡山県の西南部に位置し、温和な気候に恵まれた人口約 42 千人の地方都市であり、美しい自然に囲まれ、多くの地域資源を有する魅力ある都市である。しかし、人口減少に伴う地域コミュニティ機能の低下や農業をはじめとする第 1 次産業就業者の減少など、地域への影響が懸念されている。</p> <p>そこで、本特例措置の活用により、地域資源を活用した商品開発による産業の創出・発展などによって交流人口の増加などを図りながら、地域の活性化を目指していく。</p>	
適用される規制の特例措置：	特定農業者による特定酒類の製造事業	




一面にぶどう畑が広がる
井原市青野地区



芽吹くワイン用ブドウ

備後ワイン・リキュール特区

都道府県名：	岡山県、広島県	
申請主体名：	笠岡市、井原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、神石高原町	
区域の範囲：	笠岡市、井原市、三原市、尾道市、福山市及び府中市並びに広島県神石郡神石高原町の全域	
特区の概要：	<p>福山市を連携中枢都市とする備後圏域では、圏域内の地域資源を活用した経済活性化事業等、各市町の独自性を発揮しながら連携を進めることで、圏域全体の活性化をめざしている。</p> <p>このたび、本特例措置の活用により、地域資源を活用したワインやリキュール等の製造を促進することで地域資源の価値を高め、各市町及び備後圏域全体の経済活性化をめざすものである。</p>	
適用される規制の特例措置：	特産酒類の製造事業	

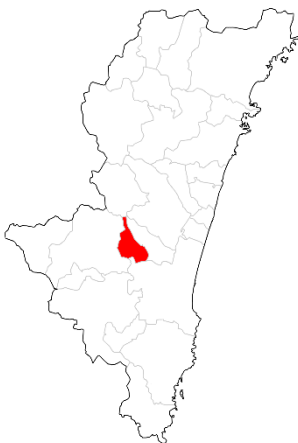


温暖な気候に恵まれ、一面に広がる
ぶどう畑



瀬戸内の温暖な気候に育まれる
備後圏域（尾道）産レモン

綾町特産酒類ワイン特区

都道府県名：	宮崎県	
申請主体名：	綾町	
区域の範囲：	宮崎県東諸県郡綾町の全域	
特区の概要：	<p>本町では、昭和 63 年に全国初の「自然生態系農業の推進に関する条例」を制定し、新たな農業、農村づくりを進め、特に近年、町内の農畜産物の付加価値向上へ向け6次産業化による農業振興の関心が高まっている。</p> <p>今回の特例措置の活用により、ワイン産地としての知名度向上の他、有機栽培等によるワイン製造や体験、地元大学と連携した商品開発や人材育成、ワイナリーにおける雇用や就労機会の創出の他、グリーンツーリズム等を目的とした国内外からの観光客の集客、地域特産物の生産の増加を図る。</p>	
適用される規制の特例措置：	特産酒類の製造事業	

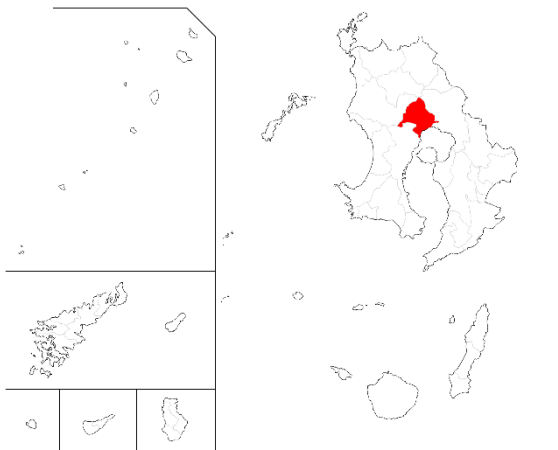


ぶどう園を外から見た様子



有機農業のまち

始良市 ドクダミ草リキュール特区

都道府県名：	鹿児島県	
申請主体名：	始良市	
区域の範囲：	始良市の全域	
特区の概要：	<p>始良市は気候が温暖で、特に北西部の中山間地域は、半日陰地を好む、ドクダミ草栽培に適している。</p> <p>特に、「産直交流施設フォントナの丘かもう」周辺の耕作放棄地にドクダミ草を植え、開花時期の初夏には一面白い花畑になり、その雄大な景観は訪れる観光客の目を楽ませることにもなる。構造改革特区の規制の特例を用いたドクダミ草リキュールの製造により、健康志向の飲料品として、新たなブランドを掘り起こすとともに、交流人口をさらに増やし地域農業の振興と新たな観光地づくりを展開する。</p>	
適用される規制の特例措置：	特産酒類の製造事業	



地元産選りすぐりの
農・畜・水産物の直売所



鹿児島県薬草研究会の活動